

○ 財務省告示第二百七十八号
平成十四年七月三日施行規則(平成十一年大蔵省基づき、平成十二年六月三十日より告示する。)の規定に依り、政府短期証券(第二百九十八回)の取扱規則を定める。

國庫短期財務大臣安住淳

行二令
平条例件等を次年のとおり告示する。

四 発行方法
三 用振替法の適

を場で競争う札価振の以律社七百第一法会百資十財定特あ争入。へ格替適下へ債条三四項律計号資四政め別つ入札に以を機用「平成十三年法律第七十五号」へ下競争は受けけるもとの競争て行としる。その規定

の法律発行の項及び根拠を規定する。その規定

八	七	六	五
口 イ	口 イ	口 イ	
額 最	払	発	方 募
低 行 争 非 者 特 国 入 価 額 入 価 ・ 別 債 札 格 面 札 格 第 参 市 発 競 金 金 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争 額	行 争 非 者 特 国 入 価 入 価 ・ 別 債 札 格 行 札 格 第 参 市 發 競 發 競 I 加 場 行 争	入 価 法 入 札 格 決 定 行 争 の
千 四 二 五 万 百 千 十 兆 円 六 六 一 二 十 百 万 千 円 十 二 七 六 千 百 億 五 六 五 百 十 百 円 八 九 億 十 二 五 千 万 八 五 百	万 額 億 額 円 面 三 面 金 千 金 額 万 額 で 円 で 四 五 千 兆 六 二 百 千 十 七 七 百 億 八 二 十 千 一	込 募 各 当 も 各 み 限 国 て の 申 の 度 債 る か 返 応 額 市 。 ら み 募 の 場 そ の 額 範 特 の う を 囲 別 応 ち 割 内 参 募 応 り に 加 額 募 当 お 者 を 価 て い ご 順 格 る て と 次 の . 各 の 割 高 申 応 り い 非	価 一 格 国 競 債 争 市 入 場 札 特 發 別 行 參 「 加 と 者 い 。 う 第 . I 非

十 六	十 五	十 四	十 三	十 二	口	イ 一	十 九	振 替 單 位	
払 者	入 場	元 償		償 行	争 非	者 特	国 入 価	發 行	
込 期 日	札 參 加	所 支 払	償 額	還 期	入 価 ・ 期	債 札 格	競 市	行 競 價	
				限	I	加 場	行 加 場	爭 格 日	
平 成 二 十 四 年 七 月 三 十 日	財 務 大 臣 か ら 通 知 を 受 け た 者	日 本 銀 行 額 を 百 円 支 付 に う 、 期 つ 。 そ が き の 百 円	額 面 金 額 と き 償 は 還 年 十 月 二 十 九 日 業 業 日 に	償 當 た だ し と 四 年 十 月 十 九 日 業 業 日 に	十 七 五 厘 百 三 毛 上 の き そ れ 九 ぞ れ 九 九	額 面 金 額 五 厘 百 以 上 に の そ れ 九 ぞ れ 九 九	額 面 金 額 十 七 五 厘 百 以 上 に の そ れ 九 ぞ れ 九 九	額 面 金 額 十 七 五 厘 百 以 上 に の そ れ 九 ぞ れ 九 九	額 面 金 額 十 七 五 厘 百 以 上 に の そ れ 九 ぞ れ 九 九
<p>十額募十額 平す額の振 七面価七面 成るの記替 銭金格銭金 二。整載法 五額五額 十数又の 厘百厘百 四倍は規 三円以円 年の記定 毛以上に 七年金録に つのつ 七月額はよ きそき 三十に、る 九れ九 よ最振 十ぞ十 日る低替 九れ九 も額口 九円の円 の面座 九応九 と金簿</p>									